

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に○	病名	出席停止期間の基準（①と②の両方を満たす）
	インフルエンザ	①発症した日を0日目として、6日目になっていること。 ②解熱(1日を通して平熱〔37.5℃未満〕に下がること)した日を0日目として、4日目になっていること。
	新型コロナウイルス感染症	①発症した日を0日目として、6日目になっていること。 ②解熱(1日を通して平熱〔37.5℃未満〕に下がること)及び症状軽快から2日目になっていること。 ※無症状の感染者の場合は検体採取日を0日目として、6日目になっていること

発症日	令和 年 月 日
解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和 年 月 日
症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和 年 月 日
登園開始日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

・インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。(ただし、病状により嘱託医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。)

・出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。

・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。

・療養後登園するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。**また、症状軽快の判断に迷う場合は医師に相談してください。**

インフルエンザ出席停止期間の基準（早見表）

	幼 児	発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	
	体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
例 1	発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止							登園可能	
例 2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止							登園可能	
例 3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目		
		出席停止								登園可能
例 4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	
		出席停止								

※解熱とは平熱（37.5℃未満）に下がることです。

※インフルエンザの発症とは一般的には発熱のことを指します。

解熱を確認した日はその期間に含まず、その翌日から解熱後1日目と算定します。

新型コロナウイルス出席停止期間の基準（早見表）

	幼 児	発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
例 1	発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目			
		出席停止							登園可能	
例 2	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目		
		出席停止								登園可能

例 3	※インフルエンザも同時に陽性になった場合	発症日	発 症 後								
		発症後5日間以上経過、かつ症状軽快から3日目になっていること							6日目	7日目	8日目
		症状軽快までの日数により登園可能日は延長します									
出席停止								登園可能			